

2023年3月28日

各 位

上場会社名 東 洋 建 設 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役専務執行役員 戴下貴弘
(コード番号 1890 東証プライム)

Yamauchi-No. 10 Family Office による法令違反の疑いに関する 関係当局への情報提供について

本日、Yamauchi-No. 10 Family Office ら(以下「YFO ら」といいます。)による法令違反の疑いに関して、当社が関係当局に対して調査依頼を行ったとの一部報道がございました。これは当社が発表したものではありませんが、当社が各関係当局に対してそれぞれ情報提供を行ったことは事実です。

一般社団法人 Yamauchi - No. 10 Family Office のグループ会社である WK 1 Limited、WK 2 Limited 及び WK 3 Limited、並びに、合同会社 Yamauchi-No. 10 Family Office は、2022年3月から4月までの間に当社株式の大量買集めを行い、合わせて当社株式の 27.19%を保有するに至っています。その後、YFO らは、当社に対して、当社株式の非公開化を目的とする公開買付けを行うことの提案を行っています。2022年5月24日付け及び6月13日付けの各プレスリリース(これらの内容につきましては下記をご参照ください。)等でもお知らせしたとおり、当社は、YFO らによる上記大量買集めは、金融商品取引法、外国為替及び外国貿易法、及び、不正競争防止法等の法令に違反して行われた疑いがあると考えております。

YFO らによるこれらの法令違反の疑いの詳細は、別紙をご参照ください。

当社は、今後も YFO らによる法令違反の疑いに関する関係当局への情報提供を行ってまいります。

以 上

(当社の 2022 年 5 月 24 日付けプレスリリース)

https://www.toyo-const.co.jp/wp/wp-content/uploads/2022/05/20220524_3.pdf (日本語)

https://www.toyo-const.co.jp/en/wp/wp-content/uploads/2022/05/20220524_E.pdf (英語)

(当社の 2022 年 6 月 13 日付けプレスリリース)

<https://www.toyo-const.co.jp/wp/wp-content/uploads/2022/06/20220613.pdf> (日本語のみ)

別 紙

1. 金融商品取引法違反の疑い

(1) 大量保有報告規制(金商法 27 条の 25 第 1 項、172 条の 8、197 条の 2 第 6 号等)違反の疑い

ア. YF0 らによる大量保有報告書及び変更報告書の提出状況

一般社団法人 YF0 又は山内万丈氏が実質的な出資者である WK 1 Limited、WK 2 Limited 及び WK 3 Limited(併せて、以下「WK1~3」といいます。)は、2022 年 3 月 31 日、連名により、当社株式に関する大量保有報告書を初めて提出しました。この時点では、大量保有報告書上、WK1~3 による当社株式の「保有の目的」は「純投資」とされ、重要提案行為等についても「該当なし」とされていました。

WK1~3 は、その後も、市場内外において当社株式の急速且つ大量の買集めを継続し、2022 年 4 月 18 日から市場内において当社株式の買集めを始めた合同会社 Yamauchi-No.10 Family Office(以下「合同会社 YF0」といいます。)と併せ、同年 4 月 18 日取得分までの株券等保有割合は 26.28%となるに至りました。この時点では、大量保有報告書及び変更報告書上、合同会社 YF0 の保有目的は、「純投資及び状況に応じて重要提案行為を行うこと」とされていましたが、WK1~3 の保有目的は、「純投資」のみでした。

合同会社 YF0 と WK1~3 は、その後も 2022 年 4 月 22 日まで市場内での当社株式の買増しを進め、同日において YF0 らの株券等保有割合は 27.19%に達しました(WK 1 Limited:9.75%、WK 2 Limited:9.74%、WK 3 Limited:6.24%、合同会社 YF0:1.46%)。また、WK1~3 は、合同会社 YF0 及び WK1~3 が提出した同年 5 月 17 日付け変更報告書 No.12 において初めて、その「保有の目的」を「純投資及び状況に応じて重要提案行為を行うこと」に変更しました。それ以降、現在に至るまで、合同会社 YF0 及び WK1~3 は、当社株式の「保有の目的」を変更しておらず、一般社団法人 YF0 から本 TOB 提案がなされた 2022 年 4 月 22 日以降も、当該目的を「支配権の取得」とする旨の変更報告書は提出されていません。

イ. 大量保有報告規制違反の内容

合同会社 YF0、及び、一般社団法人 YF0 の代表理事である山内万丈氏が 100%出資しているとされる株式会社 KITE(以下「KITE」といいます。)は、2022 年 4 月 22 日に、当社に対して当社株式の非公開化を目的とする TOB(以下「本件 TOB」とい

ます。)を行うことの提案(以下「本件 TOB 提案」といいます。)を行いました。WK1～3 の実質的な出資者は一般社団法人 YF0 であることからすれば、WK1～3 と合同会社 YF0 及び KITE とは実質的に一体であり、WK1～3 の真の保有目的は、当初から、「純投資」ではなく重要提案行為等を行うことにあったと考えられます。それにもかかわらず、上記ア.のとおり、WK1～3 が 2022 年 3 月 31 日から同年 5 月 17 日までの間、保有目的を「純投資」とのみ記載した大量保有報告書及び変更報告書を提出していたことは、「重要な事項につき虚偽の記載」がある大量保有報告書及び変更報告書の提出(金商法 27 条の 25 第 1 項、172 条の 8、197 条の 2 第 6 号)に該当する疑いがあります。また、合同会社 YF0 及び WK1～3 は当社の支配権の取得を目的としていることは明らかであるにもかかわらず、上記ア.のとおり、現時点においても、「保有目的」を「支配権の取得」とする旨の変更報告書を提出していないことは、変更報告書の提出義務違反(金商法 27 条の 25 第 1 項、172 条の 7、197 条の 2 第 5 号)に該当する疑いがあります(複数の金商法研究者からも同様の見解を得ています。)

(2) 不正行為の禁止(金商法 157 条 1 号)違反の疑い

上記(1)のとおり、WK1～3 は、2022 年 3 月 23 日に当社株式の市場内買集めを開始した後、同年 4 月 22 日付け変更報告書 No.11 まで、当社株式の「保有目的」を「純投資」、「重要提案行為等」については「該当なし」とする開示を行い、且つ、同日に本件 TOB 提案を行うまで、当社株式を 1 株当たり 1,000 円で取得する用意があることについては一切公表していませんでした。

YF0 らによるこのような大量買集めの手法は、内心では 1,000 円で本件 TOB を行う意図がありながら、それを秘して、それより低い市場価格で当社の一般株主からその保有する当社株式を取得している点で詐欺的であると考えられます。

金商法 157 条 1 号は、有価証券の売買について「不正の手段」をすることを禁止しています。YF0 らの大量買集めの手法は、有価証券の売買について、社会通念上不正と認められる手段を利用するものとして、金商法 157 条 1 号に違反している疑いがあります(複数の金商法研究者からも同様の見解を得ています。)

(3) 相場操縦その他の不公正取引の禁止(金商法 158 条、159 条)違反の疑い

YF0 らは、インフロニア・ホールディングス株式会社(以下「インフロニア」といいます。)による当社株式の非公開化を目的とする公開買付け(以下「インフロニア TOB」といいます。)の公開買付け期間の末日の前日である 2022 年 5 月 18 日に、本件 TOB の開始予告の公表を行っています。

YF0らは、当社株式の同月17日の最安値が784円となり、インフロニアTOBの公開買付価格である770円に近い水準まで下落したことから、本件TOBの開始予告を公表しなければ同年5月19日に終了予定であったことを理由として、インフロニアTOBの公開買付期間中の同月18日に本件TOBの開始予告の公表を行った旨を認めています。

YF0らは、当社の買収という自己の利益を実現させるために、当社株式の市場株価を意図的に上昇させ、インフロニアTOBの成立を阻止する目的で本件TOBの開始を予告したものであり、いわゆる相場操縦その他の不正取引の禁止(金商法158条、159条)に違反した疑いがあります。

(4) インサイダー取引規制(金商法166条1項)違反の疑い

ア. 村上氏による当社の未公表情報の取得

当社は、2020年頃、当時の前田建設工業株式会社(以下「前田建設」といいます。)らとともに、共同株式移転により持株会社を設立した上で、当社及び前田建設を含む上場会社4社を子会社として統合する組織再編(以下「第一次再編」といいます。)を検討していました。この検討に関して、当社は、同年10月1日付けで、Aslead Capital Pte. Ltd.(以下「アスリードS」といいます。)との間で、当社が第一次再編に参画するか否か及び参画する場合における条件の検討を念頭においた資本政策の検討等に係るアドバイザー業務を委託する旨のアドバイザー業務委託契約を締結し、アスリードSをフィナンシャル・アドバイザーとして起用しました。その後、2021年1月22日、同契約上の地位はアスリードSから株式会社アスリード・アドバイザー(以下「アスリードJ」といいます。)に承継されました。さらに、当社は、同契約が終了した同年3月31日の翌日である同年4月1日、アスリードJとの間で、第一次再編に関するアドバイザー業務委託契約を改めて締結いたしました。

当社は、第一次再編による統合案からは離脱したものの、前田建設を含むその他の3社により設立されたインフロニアグループとの協業を引き続き模索し、当社とインフロニアは公開買付けによる当社の子会社化を目的とした取引(以下「インフロニア完全子会社取引」といいます。)を中心に統合の検討を進めましたが、インフロニア完全子会社取引に関しても、アスリードJが当社のフィナンシャル・アドバイザーを務めました。

以上に関して、一般社団法人YF0の最高投資責任者である村上皓亮氏(以下「村上氏」といいます。)は、アスリードS及びアスリードJの当時の担当者(アスリードSにおける肩書きはディレクター)として、少なくとも2021年6月頃までは第一次再編及びインフロニア完全子会社取引の検討に関与し、当社からの連絡

を継続的に受けておりました。また、村上氏は、当該検討の過程において、①当社の財務情報その他の営業秘密を含む情報及び前田建設側の財務情報その他の営業秘密を含む情報並びに②第一次再編の際に当社以外の3社が当社に対して行ったデュー・ディリジェンスの結果及び当社がそれ以外の3社に対して行ったデュー・ディリジェンスの結果が記載された報告書の共有を受けておりました。これらの情報には、当社の公表されていない「業務等に関する重要事実」(金商法166条1項)が含まれていた可能性があります。

イ. インサイダー取引規制違反の疑い

YF0らによれば、WK1~3の実質的な出資者は一般社団法人YF0であること、及び、その最高投資責任者が村上氏であるとのことです。このことからすれば、アスリードS及びアスリードJに所属していた村上氏は、「当該上場会社等と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者(その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。)であつて、当該上場会社等の役員等以外のもの」(金商法166条1項4号)に該当し、当社の上記「業務等に関する重要事実」を「当該契約の締結若しくはその交渉又は履行に関し知った」(同号)上で、当社株式を取得し、いわゆるインサイダー取引規制(同法166条1項)に違反した疑いがあります。

2. 外国為替及び外国貿易法(同法27条1項、26条2項3号・4項)違反の疑い

当社は、外為法上、対内直接投資における事前届出規制との関係で、いわゆるコア業種に当たる事業を営んでいます。また、外為法上の非居住者であるWK1~3については、個々の株券等保有割合(すなわち、出資比率)は10%未満であるものの、少なくとも、2022年4月22日付け変更報告書No.11の時点以降では、株券等保有割合の合計は10%以上となっています。

以上からすると、WK1~3が外為法26条4項の「密接関係者」に該当すれば、少なくとも(仮に外為法上の事前届出免除制度を適法に用いたとしても)、株券等保有割合が合計10%以上となる前に、株式取得に係る事前届出が必要であったことになると考えられます(外為法27条1項、26条2項3号・4項)。

これに対して、①WK1~3は共同保有者として大量保有報告書及び変更報告書を提出していること、②これらの報告書上のWK1~3の住所は同一であること、③YF0らの2022年4月22日付け「回答書」及び同年9月11日付け書簡によれば、WK1~3の出資者はいずれも一般社団法人YF0や山内氏とされていることからすれば、WK1~3は、形式上別法人の形をとっているものの、実質的には一体であると考えられます。そのた

め、それぞれが、「…他の非居住者である…法人等と共同して…議決権その他の権利を行使することを合意している場合」(対内直接投資等に関する政令 2 条 19 項 15 号)に該当し、密接関係者に当たるものとして、株式取得に係る事前届出が必要であったと考えられます。

しかしながら、2022 年 9 月 11 日付けの一般社団法人 YF0 からの書簡によれば、WK1～3 は当該事前届出を提出していないとのことであるため、WK1～3 には、外為法上の株式取得に係る事前届出義務に違反した疑いがあります。

3. 不正競争防止法(同法 2 条 1 項 5～9 号)違反の疑い

上記 1. (4)ア. のとおり、一般社団法人 YF0 の最高投資責任者である村上氏は、当社がアスリード S との間で締結していたアドバイザー業務委託契約に基づき、第一次再編及びインフロニア完全子会社取引の検討過程において、当社の未公開情報を取得していますが、これらの情報には、当社の「営業秘密」、すなわち、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」(不正競争防止法 2 条 6 項)が含まれていた可能性が高いと考えております。

そして、村上氏は、本件の大量買集め及び本件 TOB 提案の検討過程において、これらの営業秘密を使用した可能性が高いと考えられます。

このような村上氏による営業秘密の使用は、当社の営業秘密の不正使用行為(不正競争防止法 2 条 1 項 5～9 号)に該当する疑いがあります。

以 上